

厚岸町議会 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成20年12月11日

午後2時58分開会

- 委員長（高橋委員） ただいまより平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで、委員長の職務を行います。

これより本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

- 岩谷委員 年長委員長の指名において決していただきたいと思います。

- 委員長（高橋委員） ただいま年長委員指名一任の声がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高橋委員） 異議なしと認めます。

それでは、私から、委員長に菊池委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高橋委員） 異議なしと認めます。

よって、委員長には菊池委員が互選されました。

委員会を休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時01分再開

- 委員長（菊池委員） 委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

- 岩谷委員 委員長指名において決していただきたいと思います。

- 委員長（菊池委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。
それでは、委員長において、副委員長には佐齋委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。
よって、副委員長には佐齋委員が互選されました。
委員会を休憩します。

午後 3 時01分休憩

午後 3 時30分再開

- 委員長（菊池委員） 委員会を再開いたします。
それでは、早速審査を進めてまいります。
初めに、議案第84号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。
第1条の歳入歳出予算の補正、7ページ、事項別明細書をお開き願います。
9ページ、歳入から進めます。
進め方は、款項目により進めます。
9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。
10款地方特例交付金。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 9款でお伺いしたいんですが、この自衛隊基地交付金の減額理由は何なんでしょうか。

- 委員長（菊池委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。
例年国の予算の状態によって、それぞれ演習場の面積によって算定され、交付されるところでございますが、平成20年度の国の予算の予算枠によりまして、このたびの決定が減額になったところでございます。なお、その減額になった詳細については、国からの内訳は来ていないところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 前年度と比較してどうなんですか。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 四捨五入して4.8%の減ということになってございます。

●谷口委員 前年度よりも。

●税財政課長（佐藤課長） はい。

●委員長（菊池委員） いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（菊池委員） 次に入ります。

10款地方特例交付金、1項地方税等減収補填臨時交付金、1目地方税等減収補填臨時交付金。

11款1項1目地方交付税、ございませんか。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2目衛生費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、5目商工使用料、6目土木使用料。

10番、谷口委員。

●谷口委員 来年度から公営住宅法の施行令が変わるというふうに聞いているんですが、
どういう内容なんですか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

来年度から公営住宅法の施行令が改定になると。これは実はもう改定となっておりまして、施行が来年度からになってくると。内容でございませけれども、所得層の階級、その数字が変わると。階級がございまして、その階級の中の所得層の何十万円から何十万円という数字が入れかえが上がってくると。総体的には所得層の階級が下がると、厳しくなるといった状況となるといったものでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今説明になりましたけれども、結果的には家賃が値上がりする人と下がる人、3対6ではないのかというような話もされているというふうに聞いているんですけれども、今説明になったのは、収入基準、入居に対する基準が下がったという説明をされたんでしょう。そういうことなんでないでしょうか。違いますか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 入居基準、入居の所得層の基準、金額です、それが変更になっているといった部分がございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういうことで、今度は3人世帯で大体年収463万円が400万円ぐらいになるというふうに見ていいのかなと。一般世帯で言えば、厚岸あたりではどのぐらいになるのかわからないけれども、大都市では20万円が15万8,000円に下がるというふうに言われております。

それから、高齢者あるいは障害者の世帯では、26万8,000円が21万4,000円に基準が下がってくるというふうに言われているんですけれども、もしこれを厚岸に適用するとすると、どのぐらいの数値になってくるのか教えてください。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

公営住宅の入居の基準の中での入居者の収入、その欄ですけれども、これは公営住宅法そもそもが施行令が変わっておりまして、多分一番高額の部分となりますと、今までが32万2,000円を超える場合としてあったのが、25万9,000円を超える場合というふうになっております。

また、次の段階がございます。今までが26万8,000円を超え、32万2,000円以下の場合といったのが、今度は21万4,000円を超え、25万9,000円以下の場合と。こういった段階でもってその範囲が変わってきていると。すべて言いますか。

●谷口委員 いやいや、いいんだ。ただ、さっき言ったように3人世帯だったらどのぐらいになるのかなという。まあいいです。わかった。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 要するに、この収入基準が変わりますから、大幅に基準のラインをもう引き下げるといわけでしょう。そうすると、今まで入居ラインにいた人でそれを超えていた人は、今度はどんどんはじかれてしまうということになりますよね。そういう考えでいいんですか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 質問者のおっしゃるとおりでございます。今まで例えば一番高額のラインですと、それを超えることによって下がりますから、当然はじかれる、高額所得者というふうになってきます。それと、例えば中間層の中でもすぐの上のランクの計算のほうに入ってくると、こういったずれ込みが出てくることが出てまいります。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 厚岸町の入居希望、今までの例からすると、このランク、ラインというか、これはどういうふうになっていきますか。これを今回下げられますよね。収入基準をね。そのラインがあって、今度はここまでと。このラインの中に入っている人が相当いるんですか。それとも、それよりはるかに低い人が入居申し込みをしているということになるのか。

それともう一つお伺いしたいんですけど、激変緩和の措置をとって、今基準を超えている人たちも入居していますよね。そうした人たちが今後一定の期間で入居できなくなると思うので、そういう人たちが相当今の厚岸の町営住宅には入居されているのかどうか、混乱は起きないのかどうか、その辺についてお尋ねしたいんですが。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この入居所得につきましては、前年度の所得を提出してもらいまして、それで毎年再計算するものですから、毎年毎年変動がございます。その所得者によって一定でないものですから。再計算をしてみなければ、その動きというのが今ちょっとつかめない、ちょうど今、その申告の申請をしていただいたばかりのときなものですから、今それでの再計算をしているといったところでございます。

それで、最高の限度のいわゆる高額所得者と言われる方なんですけれども、そういう人たちはほとんど厚岸町ではない状態ですから。ただ、今までの上限のほうに入っていた階層の方が、所得によっては発生してくる。ただ、それも毎年毎年所得自体が変わるものですから、それを再度計算してみなければ今何とも言えないということで、計算上は今しているところでございます。当然、それは来年の予算編成にもはね返ってくるものですから、今作業をしているというところでございます。それをつかまないと、どの程度あるのかというのは、ちょっと見えてこないといった状態でございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、今度はその新しい計算式でやらなければならないですよね。入居者の中で混乱が起きたり、住宅事情を考えないで一方的な措置をとるといようなことには

ならないように、十分配慮した取り組みをしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今質問者がおっしゃるとおりでございまして、当然今までの料金、高くなったんでないとか、そういったことも入居者も知らないで、そういった話も出てくると思います。そういったことで、私ども、今こういった情報、施行令が変わってちょっと料金の計算式も変わりますといった情報等を、まず地域の住宅入居者の方にお知らせをして、そして計算法はこういうふうになりますよというのを、ある程度数字が出た段階で、また次の段階でお示しをして情報を流していくといったことで、今進めていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（菊池委員） 6目ほかにございせんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） なければ次に進みます。

7目教育使用料。

2項手数料、3目衛生手数料、6目土木手数料。

3項1目証紙収入。

次ページ、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっと申しわけないんですが、今回第1次補正、国のほうで決めていますよね。緊急対策だということで。今回の予算には、これ、どれかが反映されたものってあるんですか。今回のこの補正予算に。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

第1次補正は、今回の170臨時国会での第1次補正の分での国庫予算にかかわる補助金等については、厚岸町のこの12月補正に反映されているものはございません。ただし、メニューとしてはありましたが、それを検討した結果、町の予算に反映させるということとはしないということで、反映されていないところでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、例えば厚岸として国の第1次補正が何か具体化するような、そういうメニューはなかったというふうに理解していいんですか。それとも、遅くはなるけれども、3月の最終補正かどこかでやろうというようなものは、まだあるというふうに理解していいのか。その辺どうですか。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

このたびの第1次補正につきましては、特に文科省のほうの補助金、交付金制度がありました。特に耐震診断等についてどうだという、道を通じて照会が来ておりましたが、例えば尾幌小・中学校等の耐震化をクリアしていない施設につきましては、並行ということで、補助金を受けて耐震化をやるということはないという、そういう状況でございます。

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（菊池委員） 次に進みます。

6目土木費国庫補助金、7目消防費国庫補助金、8目教育費国庫補助金。

3項委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。

7番、安達委員。

●安達委員 ちょっとここでお聞きしたいんですけれども、中山間地域等直接支払交付金であるんですけれども、これは厚岸町にどのぐらいおりて、どういう使い方をされているか、ちょっと聞きたいんですが。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 中山間地域の交付金につきましては、本州等の平坦地域と比較して、条件の悪い中山間地域の農産物等、生産できる作物が限られていると、そういった不利な条件と平坦な地域との格差がございます。それを補うための交付金制度ということでございます。

この支出の内訳ということでもありますけれども、それぞれ厚岸町には釧路太田農協とそれから浜中地区、トライベツ地区が浜中農協に加盟してございますので、中山間地の

集落が釧路・太田地区という集落と、それから浜中・別寒辺牛集落と、その2つに分かれています。それぞれその集落地域の独自性といいますか、事業がある程度任せられてございまして、50%につきましては生産者に直接交付金として交付されるものでありまして、残りの50%で地域に根差した、その地域に特色のあるその集落独自の事業をそれぞれ展開していくという内容でございます。

資料としてちょっと古いんですけども、平成19年度の状況につきましては、毎年6月もしくは7月の広報で、それぞれ毎年この2つの集落の事業概要についてはお知らせをしているところでございますけれども、大まかに太田地区を例にとりますと、平成19年度の調定の概要につきましては広報等でお知らせしておりますけれども、一例を申し上げますと、交流施設の施設場の整備、これは若松地区、それから不要になった農機具あるいは廃プラスチック等の農業廃棄物の回収の適正処理、それから農場看板周辺の花壇づくり、これらの事業を展開をしております。これはほんの一例でありまして、まだ事業はございますけれども、概要としてはそういう内容でございます。

平成19年度の金額につきましては、今事業を説明した内容については、平成19年度でございまして、9,252万8,000円、それから浜中・別寒辺牛集落については、1,415万4,000円という内容であります。以上です。

●委員長（菊池委員） 7番、安達委員。

●安達委員 これは町の持ち出しはあるんですか。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 25%、4分の1が町の持ち出しでございます。

●委員長（菊池委員） 7番、安達委員。

●安達委員 これは当町の話でないんですけども、近隣の町村の一部ですけども、やはり財政が非常に厳しいという中で、これをもうお断りしようかというような町村もあるようなんですよね。25%というと、当町としては本当に今では大きいお金なものですから、慎重に、本当に今必要があれば、これは農業振興ですから当然よろしいんですけども、よくその辺吟味して、丸投げみたいな形じゃなくて、きちんともっと町として管理をして、もっと有効な使い方にすべきでないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この事業、平成12年から5年間、平成12年から16年まで、それと17年から21年まで、今回が2回目であります。3回目のこの中山間地域の直接支払い制度というのがあるかどうか、それはまだ決まってはおりませんけれども、とりあ

えず今現在２回目の事業が展開されております。この事業が展開されていく中で、条件不利にあります当地域に、国からその分を補う形で交付金が来ていると。これで平坦な地域と、それからこういった中山間地域と肩を並べて、今後も自給率の向上とかそういった農業の展開をしていかなければなりません。

あと、こういった制度が担い手の対策とかあるいはいろいろな展開に使われてくるといふふうに思っていますので、今のところ、21年にならなければわかりませんが、この推移を見守っていくというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（菊池委員） あと、この目はありませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ次に進みます。

３項委託金、１目総務費委託金、４目農林水産業費委託金、６目土木費委託金。

17款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入。

次ページ、２項財産売却収入、１目不動産売却収入、２目生産物売却収入。

18款１項寄附金、１目一般寄附金、３目民生費寄附金。

20款１項１目繰越金。

21款諸収入、２項預金利子、１目町預金利子、６項３目雑入。

次ページ、ございませんか、22款１項町債、４目農林水産業債、６目土木債、７目消防債。

歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。17ページから始めます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。

13番、室崎委員。

●室崎委員 紙なんですよ。グリーン購入というのがありましたですね。それがR100%古紙ということでやっていたら、いや、実は違ったんだというようなことでもって、グリーン購入の基礎そのものが一時がたがたになってしまっていると思うんですが、現在、どういうふうになっているのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後３時58分休憩

- 委員長（菊池委員） 再開します。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 貴重な時間、大変申しわけございません。お答えを申し上げます。

現在、購入している用紙につきましては間伐材と、それからバージンパルプの混合で、いわゆる古紙の混入率はないものを購入しております。それから、以前につきましては白色度等ありましたが、現在はそういう表示はございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

- 室崎委員 グリーン購入法かな、何かできて、なるべく R100 を使えと。古紙100%を使えと。それから、白色度は70というのが一つの基準になっていましたよね。今、お聞きするというと、その R100 というのはでたらめだったわけですよね。不当表示だったわけですよ。

それで、白色度を落とすというほうについても、今は全然そういうことに配慮しないで厚岸町は買っているわけですか。それとも、白色度については配慮したくても、メーカーのほうでもうそういう表示を一切しないで、もうパリパリの白い紙や、それからあるいはこの予算書なんかを見ると、恐らくこれは白色度70か75だと思うんですけど、そういうふうになっているんだけど、そのあたりはこっちで選択ができない状況になっているんですか。そのあたり説明してください。

- 委員長（菊池委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 委員ご指摘のとおり、こちらから白色度等を指定しても、要するにそういう製品はないということでございます。したがって、こちらからいわゆる金額と数量を示して購入をしているというのが現状でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

- 委員長（菊池委員） よろしいですか。

（「結構です」の声あり）

- 委員長（菊池委員） 1 目ございませんか、ほかに。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ19ページ。

2 目簡易郵便局費、4 目情報化推進費、ございませんか、6 目行政管理費、7 目文書広報費。

6 番、佐齋委員。

●佐齋委員 毎月月初めに、各自治会に町報が配られますね。これは結局12月であれば月始め来ますから、11月の何日まで各課に、企画あたりで取りまとめてあれされると思うんですが、これはその前の月のいつころまでにやるんですか。各課で取りまとめるんですか。

●委員長（菊池委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

広報あつけしの記事の締め切り日というお尋ねかと思います。基本的には前の月の上旬、大体10日か12日ごろまでの間というようなことで締め切り日を設けまして、取りまとめをいたしているところでございます。

●委員長（菊池委員） 6 番、佐齋委員。

●佐齋委員 記事ばかりでなく、例えば他の課からもいろいろな回覧ありますわね。例えば警察のいろいろな便りやら、いろんなありますよね、広報に入れてくるやつ。それは前の月の何日で締め切りするのか。広報そのものの記事でなく。

●委員長（菊池委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

チラシの折り込みにつきましては、基本的に広報誌をそれぞれの自治会あてに区分けする段階で折り込みというようになりますので、その前日あるいは前々日程度までに広報情報係にご相談いただいて、現物を持ち込んでいただいてというようなことで、仕分けを行っている状況でございます。

●委員長（菊池委員） 6 番、佐齋委員。

●佐齋委員 そうすると、例えばいろんな、今であれば除雪の問題が出てきますわね。そういう除雪のお願いとかというのは、それはやる前に各課にお願いをして、前もって広報を月始めに配るから、何日までそういうものがあったら出してくださいということは、各課に連絡はしているわけですね。

ということは、今回町報が月初めに来たんですよ。その後に除雪の回覧が配ってくれと来たんですよ。またその2日後に、また同じ課から回覧を配ってくれと、除雪の。文章は若干違いますよね。同じ課から2日ずれて、自治会に回覧を配ってくれと来たんで

すよ。その辺がどういうふうになってあれされているのか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

除雪の回覧、除雪に当たっての周知ということで、回覧を回すということで行ったものでございます。その手違いがございまして、最初に配ったのはお願いだけのものを持って行って回覧を回したということで、それでは地域の方ではお願いしか入っていませんで、こういった形でやるのかというのは示していなかったものですから、それじゃわからないだろうということで、急遽もう一つ加えまして回覧をお願いしたという次第でございます。その辺は地域の方には申しわけなかった、本当は1枚で1回で済ませるべきのものでございます。そういったもので、ちょっと手違いがありまして、すぐに回覧を回していただくということでお配りしたというところでございます。

●委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 そういうことであればわかりました。ただ、各班長さんが配りますと、回覧が来てまた回覧何なんだと、そういうことがあるものですから、今後そういうことのないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今後そういうことのないように、十分気をつけてやっていきたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 7目、もうないですか。

（な し）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

10目企画費、11目財産管理費。

2項町税費、1目賦課納税費。

次に進みます。3項1目戸籍住民登録費。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、ございませんか。

4番、高橋委員。

●高橋委員 ちょっと意地の悪い質問をするんだけど、この漁業センサスとかあるいはまた経済センサスなんていう、横文字か何かわからないんだけど、私、日本語もようわからんものだから、これできればセンサスという意味、ちょっと箇条書きして親切に提案してもらえれば大変ありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思いますけれども。

センサスの意味につきましては、いわゆる調査の対象になる人がいらっしゃる場合、その調査対象全部に調査をするという調査方法を、センサスというふうに言っているんですが、これは外国の言葉なんですけれども、そういう統計手法を持ってきたときに、センサスという言葉が使われてきているということで、全戸対象の調査ということになるんですが、これを日本語にちょっと当てはめていくといったときに、適切なといましようか、そういうような言葉がなかなか見つからないということで、逆に全国的なこういう形で周知されているものですから、そういう言葉をそのまま使わせていただいたということでございます。

中身的には、そういうような対象者全部に行く調査のことをセンサスというということとでございますので、ご理解を賜ればなということをお願いいたします。

●委員長（菊池委員） 4番、高橋委員。

●高橋委員 やっぱり皆さんが理解できるような表現で表現してほしいんですよ。当てはまる言葉がないからどここの国を使うんだと、引用するんだということはそれは好ましくないと思うんですよ。やっぱり皆さんが理解できるような言葉でしっかりと表現してほしいと思うんですよ。できるだけそのように努力をして丁寧な提案の方法に考えていただければ大変ありがたい、このようにお願いしておきます。答弁いいですよ。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 実はこの統計につきましては指定統計と言いまして、国が全国レベルでやられる統計なんです。ですから、その名称も今回漁業センサスという言葉を使っていますけれども、このセンサスという言葉はほかの統計にも使われてきているんです。その名称を変えるということはちょっとできませんので、そういった意味からいきますと、町民の方あるいは統計調査に当たるときに、どういった調査なんですよというような部分で、フォローするような形で進めたいというふうに考えておりますけれども、名称そのものについては全国レベル、もう国で決まっている内容なものでございますから、そういう点でご理解をいただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 次、29ページに入ります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ございませんか。2目心身障害者福祉費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 障害者自立支援法が非常に評判が悪いと言おうか、障害者のためになっ

ないというか、結果的に今回も減額になっているんですけれども、今回の障害者介護・訓練等給付が498万7,000円減額になった原因はどういうことなんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） この障害者（児）介護・訓練等給付事業で減額となりました498万7,000円につきましてですが、大きく3つの今回は補正をさせていただく内容でございます。大変当初予算時点では、毎年12月段階で1月以降の見積もりをするということでございます。使われ方の見込み量を当初予算に盛り込むというのは、なかなか難しいという部分がありまして、どうしても前年度のその時点での、例えば来年度の予算でございますと今の見込みといったものを十分加味しながら、また不足なく給付できるようにやや多目にといいますか、足りなくならないように見積もるわけでございますが、今回、全体として介護給付、居宅給付の部分で498万7,000円の、恐らくこれくらいの減額が必要であろうという中で、介護給付費につきましては431万9,000円、それから訓練等給付費につきましては66万8,000円を減額させていただいているという内容でございます。去年はもっと大きな額で調整させていただいておりますが、年々その見積もり量というんですか、少しずつは落ち着きつつあるなど、私どもは考えてございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 自立支援法については応益負担が、対象者は負担をしなければならないという状況になっていますよね。そういうことで、これに関連する対象者、利用者、これについては対象者がすべからず利用できるようなになっているのか、あるいはこの法律の施行によって逆に利用しづらい状況になってしまっているのか、その辺ではどうなんでしょうか。変わったときには、一定の利用者が若干減った経過がありますよね。その後はどうなんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） この障害者自立支援法ですが、施行当初からさまざまな意見とございます。報道がなされていると。今現在も自立支援法のあり方につきましては、政府のほうの検討機関でも検討されているという状況でございます。

新聞でも報道されておりましたが、この見直しについて大きくその負担のあり方は、今現在緊急対策事業としてかなり軽減措置をしておりますが、これも来年3月31日で一応期限ということの中で進められておりますが、その延長とございますか、それも今の時点では先延ばしにすると、据え置くという考え方も示されております。まだこれは決定ではありませんが、報道の中ではされておりますし、それから、施設事業所、これらの報酬単価が余りにも低いと。それによって事業所の経営が難しい状態になっているということでは報酬の引き上げ。

それから、例えば施設でいきますと、今まで多少休む期間がありまして、月額制と

いう考え方をとっておりましたが、それが日割りになったということの、これの見直し等も検討されております。それから、大きく申し上げますとまだ何点かありますが、例えば障害の範囲、今3障害であります、発達障害と言われる新しい障害の部分をどういうふうにするのかとか、それから、障害程度区分の審査によって受けられるサービスとか量とかが決まるわけですが、その障害程度の区分が今のシステムでございますと、身体障害者に対する部分に有利といいますか、逆に知的障害だとか精神障害の部分について低く1次区分の中では出てしまうと。そういうシステム的な不具合があるだろうという見直しとか、さまざま言われておりますが、どうやらそれらを3年後の見直しの中では見込まれるということでございます。

実際に、じゃ、使われている人数的なものはどうかと申しますと、総体的には減っていないと。むしろ今回の減額をさせてもらいましたのは、過重な見積みだったんだろうと思っています。予算上ですから、先ほども申し上げましたとおり大変難しい部分がありまして、多少多目に見るということではそういう判断をしております。例えば、当初予算では介護給付のところでは51人を見込んでおりましたが、この補正予算を組む段階では62人の利用者ということが今現在ありますし、この補正全体では67人の利用を見込んだ補正とはなっておりますが、全体の枠ではさまざまな調整をして減額ということになっております。

ですから、我々昨年からさまざまな支援法に基づいてサービスに結びつかない人もまだいると。実際必要でないという方もいらっしゃるということで、保健師を含めてこういう制度がありますよと、ああいう制度がありますよというお知らせも含めて、どんどん使ってもらおうと。使えるものは使っていただくという方向で毎日努力させていただいておりますが、特別目に見えてこの支援法によって、報道されるような利用を控えるような実態は、私どもは聞いていないという現状でございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、そうは言われても、実際の負担の問題で言えば、負担し切れない人もやはりいるのではないのかなというふうに、私は思うんですよ。

それと、もう一つお伺いしたいんですが、小規模の作業所の運営の問題なんですが、これについては先ほど課長、ちょっと触れていたように思うんですけども、実際、町内では正規の作業所を運営するということとはできないですね、対象者の通所されている障害者の人数等の関係からすると。そうすると、小規模の作業所でいわば運営をされているということなんですが、これをやはりきちんと継続できるように、行政としては支援、応援をしていかなければならないのではないのかなというふうに考えておりますけれど、現在の状況と今後の見通しについて若干説明していただきたいんですが。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 質問者がおっしゃられますのは、地域活動支援センターという考え方の質問かと思います。実は今、福祉工房ポテトハウスのほうへ、町の地域活動支

援センターということで指定させていただいて支援をしておりますが、我々当初段階から事業所としての展開ができるように、給付がされる事業所として展開ができるような支援を進めてまいりました。なかなか人数的な制限もありまして、この事業所展開というのが思うようにはいっていないという段階ではありますけれども、今メンバーさんが8名登録になって、徐々にふえつつあると。

あみかにも相談に来られる方々には、そういう作業所がありますよと。とりあえずすぐ登録しないまでも、行ってみて様子を見ながら、自分に向き不向きもございますから、利用するような勧誘というんですか、そういった紹介も含めながら、来年の4月をめどに何とか事業所展開をということでは打ち合わせはしております。

ただ、その後、地域活動支援センターを支援していくかどうかということにつきましては、事業所としての展開が図られれば、ほかにも事業所として1つございますので、総体の枠でどんな支援ができるのかというのを含めて、今、何度か相談させてはもらっておりますけれども、北海道からの財政的な支援も今削られるような状況でも今通知が来ておりまして、それがどうなるのか。この12月の段階で、あるいは年明けになるのか、そういった財政的な支援のあり方も含めて、財政当局、町長の判断をいただきながら支援の方向も決めていかなければなりません、いずれにしても活動支援センターというのは町の中に1つ置かなければなりませんので、そういった支援は継続するという考えではおります。

●委員長（菊池委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（菊池委員） この目、ほかにございせんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

4目老人福祉費。

35ページを開いてください。

4番、高橋委員。

●高橋委員 ここでちょっとお尋ねしたいんですが、この長寿祝い金の関係についてお尋ねをします。確かにこれは祝い金ですから、もらった老人の方々は大変喜んでるんですけど、これ、町長あれですね、たしか所得になりますよね、もらいますと。そうしますというと、この間もたまたまいろいろな問題がありまして、担当者のほうへ行ってお尋ねしたんだけど、去年まではその方が79万円しかもらっていなかったんだけど、わずか2万円もらったおかげで81万円になったと。そうすると、いろいろな保険料の料率が上がったんだと。いや、それはかわいそうだなと。せっかく祝い金としてもらうんだから、これはやっぱり何とかいい方法で、お年寄りに本当に親切にお上げして使っても

らうという考え方、上げたはいいんだけど、それがかさ上げされたばかりにもう所得として加算されたものだから、また余計出すという格好になって、そういうデータがたしかかなり件数あります。

私も余りよくわからないものですから、担当課長のところへ行ってしっかり勉強させてもらって、私のところへ相談に来た会員の方々には、こういうわけなんだと。いや、それじゃああれだよ、高橋君、それはもう議会でこの問題については所得収入に加算されないような方法で、現金でなかったら商品券でもいいよ、何でもいから、取り扱い方法ですか、今後やはり一考を要するものがあるんじゃないかと、こういうことなので、次年度からそういったことも踏まえた中で、祝い金の扱いについては十分配慮して会員の方々にお上げしてほしいと。一応要望でおきます。答弁は要りませんので。

●委員長（菊池委員） 見解を出してもらいます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、税制関係から、私のほうから説明させて、所得の分類としては一時所得というふうに分類されまして、総合課税となります。したがって、一般的に言う103万円のいわゆる壁というのがあるというふうに、委員ご承知かと思いますが、それに2万円足されますと105万円となります。そうすると、65万円引っぱりますと、38万円の控除を引っ張っても2万円出ます。そうすると課税になります。そうすると扶養もすべて外れる、たかが2万円といいますが、2万円いただくことによって扶養は外れる、そうすると税金が逆転して2万円以上の税金になる。例えばご主人の扶養が外れてということになります。これは所得税法上どうしようもないことですので、税の担当としてはそういう制度であるということを説明して、答弁にかえさせていただきます。

●委員長（菊池委員） 4番、いいですか。

保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 長寿祝い金、私どもの担当でございますので、その分で、現時点での見解ということで少しご説明をさせていただきます。

おいでいただいて、町の声が急に負担が大きくなったというお話でご相談を受けたときに、今委員のほうからお話のあったような、まれなケースとしてあり得るというお話をさせていただきました。今盛っております長寿祝い金そのものは、先ほどお話がありましたように、所得という形で私どもも源泉の報告をせざるを得ない種類のものということで、事務処理をさせていただいております。

かわって、収入にならないような方策がないのかというお話でございましたので、いろいろな検討も、私どものほうで研究をさせていただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 4番さん、いいですか。

進みます。35ページ、7目自治振興費、8目社会福祉施設費。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、4 目児童福祉施設費、5 目児童館運営費。
43ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。
10番、谷口委員。

●谷口委員 湖南地域で、この間エゾシカ駆除をやったようなんですが、どんな効果がありましたか。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） このたび湖南地区で、湖南地区の市街地のいわゆる背後地、山を背にしたところの斜面を設定いたしまして、駆除を行いました。どんな効果がということでございますが、ちょっと前段で説明させていただきますが、今回の駆除につきましては特別北海道の許可をいただいて、頭数調整、それから被害対策という名目で、北海道の許可を受けて行いました。町内の猟友会のハンター、事情をよく知っている猟友会にお願いいたしまして、4名のハンターを従事者として北海道の許可を受けて行ったと。その内容につきましては、そのハンターの方々に随時どの箇所にいるかと、設定した場所の中でのいる場所、それからいる時間帯を確認した上で防災無線を流して、いつの何時からどの場所で行いますということで行わせていただきました。

今まだ終了はしておりませんが、現時点で私どもが確認している段階では、28頭の駆除を確認しております。若干積み上がる可能性がありますけれども、そういった状況であります。効果といたしまして、最初のうちは、銃を使っているわけですが、銃を撃って、1回撃つとどうしても山の中に入ってしまうことがあります。ただ、その段階で数頭しとめるということで、一たんは山に入ります。山に入っても、今回は深追いしないということで行わせていただきました。追いかけているうちに方角がわからなくなって、銃口が住宅街のほうに向いてはいけませんので、そういう深追いをしないということでやらせていただきました。

目的の1つは、市街地のほうにシカが出てこないような状況になればということです。脅しの意味もあるなということでございます。そういった場所は、また翌日に出てきていたと、最初のうちは。余り頭数も減らなかったんですが、回数を重ねていくうちに、出沒する頭数は確実に減っているという報告は受けてございます。まだ28頭という数ですから、最初から全頭を駆除するというのは困難であるという認識のもとで行っております。頭数は確実に減らしていると、それから出沒の状況も緩和されているという状況にあるというふうに考えてございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 有害な鳥獣の駆除といいますか、駆除だけではないんではないのかなというふうに、私は思うんですね。生態系のやはり維持もきちんと行政としてはしていかなければならないというふうに、私は思うんですね。ただ、それの中で悪さが出た部分については、適正な管理を行っていくということがきちんとしていなければ、また相当

以前にあったように、エゾオオカミが1匹もいなくなってしまうというようなことと同じようなことが起きてはまずいわけでしょう。ですから、そういう生態系を維持する、あるいは生活圏でいろんな問題が起きたときに、対応できるようなことをしていくということで、今回の湖南地区市街地の駆除が行われたのではないのかなと。あるいは時期によっては農村での駆除作業等も行われていますよね。

これについて、厚岸町は何か明確な方針みたいのは持っているんですか。今回は、今回1回の問題ですよ。厚岸町として、エゾシカもそうですけれど、海のアザラシ等の漁業被害も一定の問題になっていますよね。そうすると、これらに対してどういう対応をとっていくんだというものを、厚岸町として明確なものをつくっておく必要があるのではないのか。あるいは今回駆除をするに当たっての、ハンターの方々とどういう取り決めを行っていたのか、あるいは報酬はどうしたのか。例えば、もし事故等があった場合にはどういう対応をするようにしていたのか。そういうことについては、我々わからないわけですが、それについてもちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、今回の駆除の方針でございますが、今年になって余りにも出没が頻繁に起きていると。これは湖南地区のほとんどの自治会から、そういった要望が上がっているということでございます。委員ご承知のとおり、市街地の背後地には道設の鳥獣保護区が部分的に設定されてございます。ということで、今までは一般の狩猟、それから従来の有害駆除でも、シカの駆除ということが従来行われていなかった場所であるということで、ふえてきたんだらうということでございまして。

このエゾシカの総体的な頭数をどういうふうに管理していくのかということにつきましては、これは北海道が個体数の管理をするということになってございます。都道府県の自治事務としてそこにあるということでございまして、今回のことにつきましては、余りにも急に出たと。住民要望が多いということで厚岸町が主体となってやると、北海道の許可を受けてやるということで、北海道の許可を受けたわけでございますが、同時に道設の鳥獣保護区でございますから、北海道としてこの問題にどういうふうに対処していただけるのかということも強く申し入れをしております。

今後のことについては、猟友会と、終了した段階でその状況をつぶさに聞き取って北海道に伝え、来年のことについてそれぞれ協議して進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、地元のハンターの皆さんとの取り決めでございますが、これは1頭当たり3,000円の謝礼を払うということで、これは従来から行っておりますが、厚岸町野生鳥獣被害対策防止協議会という組織がございまして。ここでは、通常の一般狩猟が終わった春から秋にかけて、町内で今年は400頭の頭数調整の駆除をしていただいておりますが、その単価も3,000円でございます。ですから、その協議会から猟友会のハンターの方に、そのしとめた頭数に応じて謝礼を支払うということで、協議会の予算の中で今対応したいということでございます。

それから、事故に係る補償につきましても、その協議会の中で保険をかけてくださいますので、それに対応すると。それから、ハンターの方々自身もまた、別に保険をかけております。ですから、二重の保険がかけられているということで対応するという内容でございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今回の駆除は町の事業としての駆除、そういうことでいいんですよね。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 厚岸町が主体となっていくという内容でございます。その駆除に対しての従事者として厚岸猟友会の4名の方、これは個人を特定して、道のほうに従事者もセットで許可申請を出すというふうになっていますから、4名を特定して従事者として許可をいただいたという内容でございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 申しわけないんですけども、鳥獣保護及び狩猟に関する法律の第3条というの、何を言っているんですか。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後4時42分休憩

午後4時44分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。
10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、町の事業として行っているわけですけども、やはり有害鳥獣を駆除するということになる、あるいはきちんとそれを一定の維持をしていくとか、そのための捕獲をするだとか、そういうことに対しては、厚岸町として明確なものを持っておく必要があるのではないのかなというふうに、私は思うんですよ。

それで、私がちょっと調べてみたら、有害鳥獣を駆除する条例を町として持っている町が、北海道内にも結構あるんですよね。これは何で厚岸町はないのかなというふうに思うんですけども、そういうことは検討されたことはないんでしょうか。それでないと、結果的に先ほど言いましたけれども、報酬の問題だとか、あるいは事故が起きた場合の責任の問題だとか、この保険が入っているからいいとか、そういうボランティアにある意味、今度はボランティア的な活動に頼らざるを得ないのではないのかなと。

そして、3,000円の報酬が本当に正しいのかどうなのか、あるいは厚岸町の腕章をするわけでしょう。そうすると、その人は、やっているときはどういう立場の人なのか。厚岸町の職員に準ずる人なのか、全く民間の人なのか、そういうことも明確にしておかないと困るのではないのかなというふうに思うんですが、その点ではどうなのでしょう。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 有害鳥獣の駆除につきましては、どこの町も地元の猟友会の方々を従事者に行っているのがほとんどでございます。これは長い歴史があるわけですが、猟友会の方々もそういったことに従事するというのが、なかば使命のように感じながら、もう何十年も行ってきたいただいているという経緯がございます。

そういった中で、委員ご指摘のようなさまざまな問題について対処するために、厚岸町としては野生鳥獣の被害対策協議会という組織を立ち上げて、この組織の中でルール化して行っていくということで、この組織につきましては北海道の中でも早くから立ち上げておりまして、ある程度はそういう組織だった体制をきちんとつくった中で行っているということは、評価されているということでございます。全くそういう組織もなしに内規等々もなく、ただ慣例的に行っているということがかなりあるというふうに聞いておりますので、そういった中では、かなりきちっとした考えのもとに行っているというふうには認識してございましたし、北海道からもそういうふうにとらえられているということを、直接私どもは承っております。

委員がおっしゃられるような、条例化をしている町というのがあるということでございますが、それにつきましてはどういう目的でそれが行われているのかということ、私も確認させていただいて、今後またさらによりよい体制づくりがあるのかどうかということを研究させていただければと思います。これはそういった猟友会との話し合いの中でも、今までは合意の上で行っている内容でございますが、なお話し合いの場を設けていきたいというふうに考えます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 私が調べた範囲ではまだまだきっと少ないと思うんですけれども、斜里町では有害鳥獣の駆除に関する条例と。あるいは大空町有害鳥獣の駆除に関する条例というのが、大空町の場合は昨年ですよね、平成18年に。それから、斜里町は平成2年につくられている条例みたいですが、それぞれどういう場合に従事するとか、そういうことをきちんとしたものをつくり上げているんですよね。

ですから、やはり今課長がおっしゃられたように、厚岸町の先進的な部分はやはり先進的なところとして、私は評価しなければならないと思うんですよ、自信持ってね。ですけれども、もし不十分なところは、やはりさらに一歩前に進めるということも大事ではないのかなというふうに思うんですよ。

それと、やはり身分保証をきちんとしていくとか、そういうことをすることによって町民の信頼もさらに強まるのではないのかなというふうに思うんですよね。ですから、

その点では今後十分にするか、もう一度お伺いします。

- 環境政策課長（小島課長） 昨今、こういった野生鳥獣の駆除の現場で事故が起きているのは、特にヒグマ対応のときでございます。この件につきましては、ちょっとご質問とはそれですけれども、野生鳥獣全般ということでお答えさせていただきますが、厚岸町の場合はその身分保証をしっかりとするという意味で、ヒグマの駆除に出る場合は、今年度から町の臨時職員という形で出動していただくということで、体制は構築してございます。あちこちでそういう事故があるということで、委員おっしゃられるような出動したときに事故が起きた場合には、臨時職員といえども公務員としての身分がそこであるわけですから、いろんな事故対応についても公的な部分で対応できるということで、そういう体制にしたところでございます。

エゾシカの部分につきましては、先ほど言いましたようにハンター保険を二重にかけなど、かなり手厚い対応をしてきたつもりではございますが、この協議会でハンター保険をかけるということも最近になって行った対処でございます、二重にかけるとするのは。ですから、町としては少しずつそういう体制を構築しているというふうにも認識してございますので、なおそういった不足がないか、研究させていただきたいというふうに思います。

- 委員長（菊池委員） いいですか。

（「いいです」の声あり）

- 委員長（菊池委員） ほかにまだございませんか。
休憩します。

午後 4 時54分休憩

午後 4 時55分再開

- 委員長（菊池委員） 委員会を再開します。

本日はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時56分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年12月11日

平成20年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長